

隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称

フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」

2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（4 年間）

3 指定管理者候補者選定結果

隠岐汽船株式会社を候補者に選定

4 指定管理者候補者の概要

隠岐の島町に本社を置き、主に海運業を営む法人

5 候補者の選定方法

公募によらないもの

〔非公募の理由〕

- (1) 当該法人は隠岐広域連合の構成団体が出資している法人であり、隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項に適合すること。

※隠岐汽船株式会社への構成団体出資状況

隠岐の島町	14,217 株 (7.31%)	海士町	4,901 株 (2.52%)
西ノ島町	4,597 株 (2.36%)	知夫村	2,696 株 (1.39%)

- (2) 平成 28 年度から平成 30 年度の間、当該法人内に設置されたサービス改善委員会等での各取組が奏功した結果、利用者アンケートにおける評価も年々上昇基調にあり、着実に満足度が高まっていること。あわせて、指定管理者評価委員会による評価が、おおむね良好であったこと。
- (3) 隠岐航路の指定区間サービス基準を満たすため、隠岐広域連合が保有するフェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」と当該法人が保有するフェリー 2 隻を併せ、同一の者により効率的かつ効果的な運航を実現することができること。
- (4) 当該法人は、明治 28 年から今日まで、約 120 年に渡り隠岐航路を継続かつ安定的に維持運営してきた実績があること。
- (5) 当該法人は、平成 30 年 12 月に隠岐広域連合が設置した隠岐航路振興協議会の構成員として、隠岐 4 町村及び島根県等と連携し、航路の確保・維持について協議・調整・情報共有を行い、また、利用者利便の更なる向上に向けて、窓口等の ICT 利活用（システム化）の導入について検討を進めているところであり、引き続き、地域住民の生活向上と経済振興に寄与していくことが期待されること。

6 選定の経過

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 事業計画書等の提出依頼 | 令和元年 10 月 18 日 |
| (2) 事業計画書等の提出 | 令和元年 11 月 22 日 |
| (3) 選定委員会の開催 | 令和元年 11 月 29 日 |

7 選定の方法

(1) 選定委員会委員の構成

役 職	氏 名	団体名等	備考
委員長	飯野 公央	外部有識者（島根大学准教授）	
副委員長	佐々木 千明	隠岐の島町 地域振興課長	
委員	柏谷 猛	海士町 交流促進課長	
委員	桶谷 昌史	西ノ島町 企画財政課長	
委員	崎 博一	知夫村 地域振興課長	
委員	森 脇 幸	島根県 隠岐支庁県民局長	
委員	嶋川 智尉	島根県 交通対策課管理監	
委員	野津 信吾	隠岐広域連合 事務局長	

(2) 提出書類の確認

申請団体からの提出書類については、条例に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

申請団体に対し、提案内容等について 30 分間の説明を求め、その後、各委員との間で 30 分間程度の質疑応答を実施

(4) 審査内容

提案内容の審査については、申請団体の事業計画書等の提出書類・プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、別紙の評価項目ごとに評価を行い、各選定委員の合計点の平均値が選定基準（61 点）以上かどうかで候補者を選定

8 委員による評価の概要

7-(4)による各委員の点数を平均した得点は以下のとおり

団 体 名	総合評価点
隠岐汽船株式会社	61.5 点

9 評価の総評

フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」は、隠岐と本土間の海上交通を確保し、住民福祉の向上と産業振興を図るために設置した施設である。

候補者の選定に当たっては、施設の効用を発揮するための管理運営の方針、体制、内容、財政基盤等に対する考え方や具体的取組について、審査を行った。

- 隠岐汽船株式会社は、過去に「高速船レインボー・レインボー2」を運航しており、平成19年からはフェリー「おき」、平成26年からは「超高速船レインボージェット」の指定管理者として同施設を管理・運営してきた実績があり、他の船舶と併せた総合的なサービスの提供を行っている。
- 特に、「航路の継承はもとより、旅客、物資、車両などの安定輸送に努め、島の経済及び産業・文化の振興に寄与する」という理念に基づき、安全運航を第一とした人員配置体制や緊急時の対応、関係施設の維持管理等の取組提案は、隠岐汽船株式会社のこれまでの実績を踏まえた内容でまとめられており、十分評価に値する。
- 一方で、利用促進や利便性の向上に係る取組については、現状すでに実施されている内容に留まり、魅力的な提案が事業計画書の中にあまり見られなかったことから、利用者の視点に立った更なる工夫が望まれる。また、利用促進や利便性の向上に係る投資の考え方については、隠岐航路を取り巻く環境が今後益々厳しくなるとの見込みから、プレゼンテーションにおいても終始消極的な姿勢であった。選定委員会としては、そうした状況を理解しつつもICT利活用の実現など、利用促進及び利便性の向上に繋がる投資や努力を惜しまないよう期待したい。

以上を踏まえ、選定委員会は合議の結果として、隠岐汽船株式会社が指定管理者候補者の選定基準を満たしていると評価した。

最後に、隠岐島の人口減少や公共事業の削減等により隠岐汽船株式会社の経営環境は益々厳しくなることが想定されるが、その対応を隠岐汽船株式会社のみ任せるとは無く、関係機関が連携を図りながら、フォローの体制、仕組みづくりを行い、隠岐航路の安定的な確保・維持に繋げていくことを要望し、講評とする。

指定管理者候補者選定評価表

審査項目	審査内容	配点	平均点
管理運営方針	① 公の施設の管理運営にふさわしい理念・意欲を持っているか。	5	3.0
	② 施設の設置目的を十分に理解し、目的に沿った経営方針であるか。	10	6.0
	③ 施設の現状分析及び将来展望は適切なものであるか。	5	3.0
施設の管理運営の体制等	① 管理運営に際し、適切な人員配置であり、責任ある管理体制であるか。	5	3.8
	② 職員の採用、育成確保の方策は適切で実現可能であるか。	5	3.3
	③ 関係機関等との連携が図られ、利用者から愛され魅力ある施設の実現が可能か。	5	3.0
施設の管理運営の内容	① 施設、付属施設及び備品の維持管理は適切に行われる計画になっているか。	5	3.8
	② 緊急時の対応は、適切なものであるか。	5	3.9
	③ 利用者のトラブル未然防止、苦情やトラブルへの対応は適切なものか。	5	3.1
	④ 個人情報の保護措置は的確なものであるか。	5	3.3
	⑤ 自主計画の内容は、施設目的に沿った魅力的なもので施設の効用を発揮できるものであるか。	5	2.8
	⑥ サービス向上のための方策は適切で実現可能なものであり、かつ利用者の視点や要望に対応できる取組等サービス向上が図られる提案となっているか。	15	7.1
	⑦ 創意工夫をこらし魅力的、特徴的な取り組みの提案がなされているか。	5	2.4
財政基盤及び収支計画	① 団体の財政基盤や状況は安定し、管理運営等の確実性が保てるか。	5	3.8
	② 管理運営に係る経費は適正に見積もられ、収入増加及び経費縮減の創意工夫がなされているか。	5	3.0
	③ 収支計画は、実現可能なものであり、かつ提案事業の内容を反映したものであるか。	5	2.9
	④ 類似施設を良好に運営した実績があるか。	5	3.6
総合評価（61点以上を選定基準とする）		100	61.5

81点以上～100点	非常に優れている
61点以上～80点以下	優れている
41点以上～60点以下	普通
40点以下	劣る